

# 令和8年第1回 津市議会定例会提出予定議案 《 議 案 一 覧 》

## 【議 案】

### ○議案第7号 津市職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について（令和8年4月1日から施行し、条例の施行の日以後の職員等の行為に基づき損害賠償責任について適用）《総務部》

職員等の柔軟な職務遂行に対する萎縮効果を低減させるため、職員等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、地方自治法の規定に基づき、職員等の本市に対する損害賠償責任の一部を免責することに関し必要な事項を定める。

- ・損害賠償責任の一部免責について定める。

### ○議案第8号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（公布の日から施行）《健康福祉部》

児童福祉法の改正により、国家戦略特別区域法に基づく特例措置である地域限定保育士制度が一般制度化され、地域限定保育士試験を実施することができる認定地方公共団体に三重県が認定されたこと及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令などが改正されたことから、関係条例を整理する条例を制定する。

- ・津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正、津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正及び津市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
  - ・職員の資格要件等の追加
  - ・虐待に関する通報義務等の創設に伴う引用条文の整理
- ・津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正
  - ・虐待等の禁止に係る規定の改正

## ○議案第 9 号 津市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について（令和 8 年 4 月 1 日から施行）《健康福祉部》

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業者へ乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費を支給することから、市の条例で特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるため必要な事項を定める。

- ・利用定員及び面談について定める。
- ・正当な理由のない提供拒否の禁止等について定める。
- ・特定乳児等通園支援の取扱方針について定める。
- ・運営規定について定める。
- ・その他必要な事項を定める。

## ○議案第 10 号 津市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について（令和 8 年 9 月 1 日から施行）《教育委員会》

学校給食費を公会計化し、保護者等からの学校給食費の徴収・管理業務を本市の業務として行うため、学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定める。

- ・学校給食の実施について定める。
- ・学校給食費の徴収、納付及び減免並びに遅延損害金について定める。
- ・その他必要な事項を定める。
- ・学校給食の実施などに係る手続等を規定（公布の日から施行）

## ○議案第 11 号 津市職員の給与に関する条例等の一部の改正について（令和 8 年 4 月 1 日から施行）《総務部》

従来から人事院勧告の趣旨を尊重し給与改定を行ってきたことから、令和 7 年人事院勧告等を踏まえ、職員の給与について所要の改正を行う。

- ・津市職員の給与に関する条例の一部改正
  - ・初任給調整手当の追加
  - ・駐車場等に係る通勤手当の追加
  - ・その他所要の改正
- ・津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

条文の整理

- ・津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
  - ・初任給調整手当の追加
  - ・令和8年度以降に支給する期末手当の支給率の改定

区 分	現 行	改正後
6月に支給する場合	100分の70	100分の71.25
12月に支給する場合	100分の70	100分の71.25
計	100分の140	100分の142.5

- ・令和8年度以降に支給する勤勉手当の支給率の改定

区 分	現 行	改正後
6月に支給する場合	100分の50	100分の51.25
12月に支給する場合	100分の50	100分の51.25
計	100分の100	100分の102.5
期末手当及び勤勉手当の合計	100分の240	100分の245

### ○議案第12号 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正について（令和8年4月1日から施行）《総務部》

令和7年11月26日付けで津市特別職報酬等審議会に諮問した津市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額について、令和8年1月27日付けの同審議会からの答申を踏まえ、所要の改正を行う。

区 分	現 行	改正後
議 長	月額67万円	月額68万円
副 議 長	月額61万円	月額62万円
議 員	月額55万円	月額56万円

### ○議案第13号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について（令和8年4月1日から施行）《総務部》

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、選挙長等の費用弁償額が引き上げられたことなどから所要の改正を行う。

- ・選挙長等の報酬の額の改定
- ・いじめ対策会議委員及びいじめ調査委員会委員の報酬の追加
- ・災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬の追加

## ○議案第 14号 津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部の改正について（令和8年4月1日から施行）《総務部》

大規模災害の被災地において、過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事する緊急消防援助隊の活動に対し、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るため、緊急消防援助隊として出動した場合等の手当について所要の改正を行う。

- ・ 緊急消防援助隊として災害業務に従事する職員の特殊勤務手当の追加
- ・ 市町村の消防の相互の応援として災害業務に従事する職員の特殊勤務手当の追加

## ○議案第 15号 津市手数料徴収条例の一部の改正について

（令和8年4月1日から施行）《都市計画部》

マンションの再生等の円滑化に関する法律により、耐震性不足等で建替え等をする場合における特定行政庁の許可による高さ制限の特例が創設されたことなどから所要の改正を行う。

- ・ マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく事務に係る手数料の追加
- ・ その他所要の改正

## ○議案第 16号 津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部の改正について（令和8年4月1日から施行）《久居総合支所》

施設の老朽化及び利用状況、近隣の集会施設の配置状況などを踏まえ、津市久居新町中央集会所を令和8年3月31日をもって廃止する。

## ○議案第 17号 津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例の廃止について（令和8年7月1日から施行）《安濃総合支所》

津市安濃交流会館について、現在休止中の温浴施設の再開に向け多額の改修費を要すること、サウンディング型市場調査の結果などを踏まえ、令和8年6月30日をもって当該交流会館を廃止するため、津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例を廃止する。



**○議案第 2 2 号 津市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の一部の改正について**（令和 8 年 4 月 1 日から施行）《都市計画部》

駐車場法施行令の改正により、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい特定用途の建築物に共同住宅が追加され、商業地域等において一定規模以上の共同住宅を新築等しようとする者に対し、条例でより厳しい基準で駐車施設の附置を義務付けることができることとされたことを踏まえ、本市における外部からの駐車需要等の状況に鑑み検討を行った結果、共同住宅を現行と同様の取扱いとするため所要の改正を行う。

- ・共同住宅に関わる駐車施設の附置に係る規定の改正
- ・その他所要の改正

**○議案第 2 3 号 津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部の改正について**（公布の日から施行）《建設部》

奥津団地の全部について、施設の老朽化により用途廃止を行うため所要の改正を行う。

- ・市営住宅（奥津団地 3 戸）の廃止

**○議案第 2 4 号 津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部の改正について**（令和 8 年 4 月 1 日から施行）《上下水道事業局》

新たに本市へ帰属を受ける共同汚水処理施設の維持管理を行うことから所要の改正を行う。

- ・片田団地共同汚水処理施設及び泉ヶ丘団地共同汚水処理施設の追加

**○議案第 2 5 号 津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部の改正について**《スポーツ文化振興部》

久居こどもの遊び場づくり事業を通じ地域全体でこどもの豊かな成長を育む遊び場をつくることから津市久居中央スポーツ公園内プールを、また、津市スポーツ施設整備計画に基づき、津市海浜公園内陸上競技場をスポーツ振興の拠点施設として整備することなどから津市海浜公園内テニスコートを、令和 8 年 3 月 3 1 日をもってそれぞれ廃止するため、あわせて、同計画に基づき、近隣地域のテニスコートへ機能を集約化することから津市美里テニスコートを同年 9 月 3 0 日をもって廃止するため所要の改正を行う。

- ・津市久居中央スポーツ公園内プール及び津市海浜公園内テニスコートの廃止（令和 8 年 4 月 1 日から施行）
- ・津市美里テニスコートの廃止（令和 8 年 1 0 月 1 日から施行）

## ○議案第26号 津市火災予防条例の一部の改正について

(令和8年3月31日から施行) 《消防本部》

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことなどから所要の改正を行う。

- ・簡易サウナ設備に係る規定の追加
- ・サウナ設備の定義の改正
- ・住宅における火災の予防の推進に係る規定の改正
- ・その他所要の改正

## ○議案第27号 工事請負契約について

《スポーツ文化振興部》

- ・令和7年度建整ス振補継第1号 海浜公園内陸上競技場改修工事

契約の相手方 大日本土木・磯田土建・宇戸平工務店異業種特定建設工事共同企業体

契約金額 2,148,993,000円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額195,363,000円)

契約方法 条件付一般競争入札

工事概要

- ・管理棟（鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積448㎡）、サッカーゴール等収納庫（鉄骨造平家建て、延床面積234㎡）、陸上器具庫（鉄骨造平家建て、延床面積300㎡）、写真判定棟（鉄骨造2階建て、延床面積96㎡）及び屋外トイレ2箇所（鉄筋コンクリート造平家建て、延床面積26㎡）の新築工事
- ・スタンド棟（鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積568㎡）の改修工事
- ・側溝工、管渠工、アスファルト舗装工及びグラウンド・コート用舗装工の土木工事

## ○議案第28号 市道路線の廃止について

《建設部》

- ・一身田平野第5号線ほか1路線

土地改良事業に伴い農業の用に供するため廃止する既存路線

## ○議案第29号 市道路線の認定について

《建設部》

- ・桜田町第13号線ほか7路線  
開発行為による帰属路線等

## ○議案第30号 令和7年度津市一般会計補正予算（第12号）

《政策財務部》

- ・補正額  $\Delta 2,448,377$ 千円
- ・補正後の予算額  $135,739,508$ 千円

## ○議案第31号 令和7年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） 《健康福祉部》

（事業勘定）

- ・補正額  $\Delta 1,039,530$ 千円
- ・補正後の予算額  $25,196,172$ 千円

（直営診療施設勘定）

- ・補正額  $\Delta 3,042$ 千円
- ・補正後の予算額  $56,860$ 千円

## ○議案第32号 令和7年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

《健康福祉部》

- ・補正額  $319,962$ 千円
- ・補正後の予算額  $31,786,654$ 千円

## ○議案第33号 令和7年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） 《健康福祉部》

- ・補正額  $169,767$ 千円
- ・補正後の予算額  $8,617,174$ 千円

## ○議案第34号 令和7年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号） 《建設部》

- ・補正額  $3,202$ 千円
- ・補正後の予算額  $23,307$ 千円

○議案第35号 令和7年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第1号）

《政策財務部》

・補正額	26千円
・補正後の予算額	538千円

○議案第36号 令和7年度津市水道事業会計補正予算（第4号）

《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

収入

補正額	△125,123千円
補正後の予算額	8,617,373千円

支出

補正額	△124,618千円
補正後の予算額	8,197,423千円

・資本的収入及び支出

収入

補正額	△139,523千円
補正後の予算額	1,531,991千円

支出

補正額	△104,728千円
補正後の予算額	3,639,069千円

○議案第37号 令和7年度津市下水道事業会計補正予算（第3号）

《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

収入

補正額	△398,698千円
補正後の予算額	12,729,529千円

支出

補正額	△63,862千円
補正後の予算額	11,923,693千円

・資本的収入及び支出

収 入

補 正 額  $\Delta 356,264$  千円

補正後の予算額 8,523,134 千円

支 出

補 正 額  $\Delta 428,995$  千円

補正後の予算額 12,115,207 千円

○議案第38号 令和7年度津市モーターボート競走事業会計補正予算

(第2号) 《ボートレース事業部》

・収益的収入及び支出

収 入

補 正 額 2,829,405 千円

補正後の予算額 74,361,891 千円

支 出

補 正 額 3,810,658 千円

補正後の予算額 73,797,081 千円

・資本的収入及び支出

支 出

補 正 額  $\Delta 28,000$  千円

補正後の予算額 3,393,431 千円

○議案第39号 令和8年度津市一般会計予算

《政策財務部》

・予 算 額 124,187,000 千円

○議案第40号 令和8年度津市国民健康保険事業特別会計予算

《健康福祉部》

・予 算 額 (事業勘定) 25,642,244 千円

・予 算 額 (直営診療施設勘定) 58,600 千円

○議案第 4 1 号 令和 8 年度津市介護保険事業特別会計予算

《健康福祉部》

・ 予 算 額 3 2 , 0 9 0 , 9 7 7 千円

○議案第 4 2 号 令和 8 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算

《健康福祉部》

・ 予 算 額 8 , 9 1 8 , 0 8 3 千円

○議案第 4 3 号 令和 8 年度津市土地区画整理事業特別会計予算

《都市計画部》

・ 予 算 額 1 2 4 , 5 2 2 千円

○議案第 4 4 号 令和 8 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

《建設部》

・ 予 算 額 1 1 , 5 4 4 千円

○議案第 4 5 号 令和 8 年度津市椋本財産区特別会計予算

《政策財務部》

・ 予 算 額 5 5 0 千円

○議案第 4 6 号 令和 8 年度津市水道事業会計予算

《上下水道管理局》

・ 収益の収入及び支出

収 入 8 , 2 2 3 , 6 8 8 千円

支 出 8 , 0 7 8 , 6 5 0 千円

・ 資本の収入及び支出

収 入 2 , 8 7 5 , 6 6 5 千円

支 出 5 , 4 6 8 , 7 3 6 千円

### ○議案第47号 令和8年度津市工業用水道事業会計予算

《上下水道管理局》

・収益的收入及び支出

収入	24,666千円
支出	20,042千円

### ○議案第48号 令和8年度津市下水道事業会計予算

《上下水道管理局》

・収益的收入及び支出

収入	13,538,654千円
支出	12,111,379千円

・資本的收入及び支出

収入	8,513,069千円
支出	12,166,406千円

### ○議案第49号 令和8年度津市駐車場事業会計予算

《商工観光部》

・収益的收入及び支出

収入	194,759千円
支出	193,227千円

・資本的收入及び支出

支出	43,353千円
----	----------

### ○議案第50号 令和8年度津市モーターボート競走事業会計予算

《ボートレース事業部》

・収益的收入及び支出

収入	62,497,290千円
支出	60,164,408千円

・資本的收入及び支出

支出	1,860,604千円
----	-------------